

令和4年度使用料部会の審議の経過等について（案）

令和5年3月 日
文化審議会著作権分科会
使用料部会

1. はじめに

第22期文化審議会著作権分科会使用料部会（以下「本部会」という。）においては、著作権法に基づく文化庁長官による文化審議会への以下の諮問事項に関する審議等を行った。

- （1）著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令案について
 - （2）図書館等公衆送信補償金の額の認可について
 - （3）平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法の改正について
 - （4）著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- その審議の経過等は、2. の記載のとおりである。

2. 審議状況について

- （1）著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令案について

著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令案について、審議の結果、諮問のとおり答申することが適当と議決した。

- （2）図書館等公衆送信補償金の額の認可について

事務局より、図書館等公衆送信補償金の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間案の内容について説明がなされ、本部会において意見交換を行った。

また、令和5年1月20日付けで一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会から申請があった図書館等公衆送信補償金の額の認可の可否について、同協会からの意見聴取を行うとともに、審査基準等に基づき審議を行った。審査の過程において、同協会より、申請内容を修正の上、3月20日付で再度申請がなされたことから改めて審議を行い、申請のとおり認可することが適当であるとするともに、提出された図書館等公衆送信補償金規程（案）における規程の見直しに関する規定を着実に実施すべきであることなどを議決した。

(3) 平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法の改正について

現行の「平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法」におけるデジタル教科書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法を定める告示の備考では、告示の日から三年を経過した場合において、デジタル教科書に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときには、告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることを受けて事務局より現状におけるデジタル教科書の利用態様等及びデジタル教科書に係る政策の動向に関する報告を聴取し、意見交換を行った。

平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の額の算出方法の改正については、審議の結果、諮問のとおり答申することが適当と議決した。

(4) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について

著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について、以下のとおり、裁定申請に基づく諮問に関し計6回の審議を行い、合計件数74件、著作物等数1,719点、補償金の総額26,618,816円について議決された。

開催回	裁定件数 (件)	著作物等数 (点)	補償金の額 (円)
第1回	25	966	7,460,414
第2回	11	145	2,335,094
第3回	15	42	8,686,578
第5回	8	212	4,353,179
第6回	6	98	2,663,748
第7回	9	256	1,119,803

※補償金の額について、必要に応じて複製を複数回行う場合や公衆送信を複数回延長して行う場合にその1回の複製や公衆送信に係る補償金の額を議決している場合については、当該1回に係る補償金の額を計上している。

3. 開催状況

第1回 令和4年7月5日（火）

- (1) 使用料部会長の選出等について
- (2) 図書館等公衆送信補償金について
(図書館等公衆送信補償金の額の認可に係る審査基準等)
- (3) 教科用図書代替教材に係る補償金の額の算出方法について
- (4) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (5) その他

第2回 令和4年9月12日（月）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額の算定に当たっての考え方について
- (2) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (3) その他

第3回 令和4年11月16日（水）

- (1) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (2) その他

第4回 令和4年12月9日（金）～15日（木） ※持ち回り審議

- (1) 著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令案について

第5回 令和5年1月26日（木）

- (1) 図書館等公衆送信補償金の額の審査について
- (2) 教科用図書代替教材に係る補償金の額の算出方法について
- (3) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

第6回 令和5年2月20日（月）

- (1) 図書館等公衆送信補償金の額の審査について
- (2) 教科用図書代替教材に係る補償金の額の算出方法について
- (3) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

第7回 令和5年3月23日（木）

- (1) 図書館等公衆送信補償金の額の審査について
- (2) 教科用図書代替教材に係る補償金の額の算出方法について
- (3) 著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) 著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善について
- (5) 令和4年度使用料部会の審議の経過等について

4. 委員名簿

いしあら とも き
石新 智規 弁護士

◎ いのうえ ゆり こ
井上 由里子 一橋大学大学院法学研究科教授

たかべ ま き こ
高部 真規子 弁護士

○ ちやえん しげ き
茶園 成樹 大阪大学大学院高等司法研究科教授

まえだ たけし
前田 健 神戸大学大学院法学研究科教授

※◎は部会長、○は部会長代理

(以上 5名)